

1. 授業を構想するにあたって

生徒は、小学校第6学年で、日本国憲法が国民の権利や義務、生活の基本を定め、民主政治の基となっていることを学習している。中学社会では、これらの知識を踏まえ、個人の尊重と法の支配、民主主義などの考え方を理解するため、人間の尊重についての考え方を深めていくことが大切になる。その際、エンパシーを働かせた考察はとても有効な手段であると考える。単元構想及び生徒が思考するための情報を工夫することで、この単元の学習が憲法の条文や諸制度の知識の習得で終わることなく、当事者に立った視点から人間尊重の考え方に対することができるのではないかと考えた。

2. 単元構想と資料

単元は、日本国憲法という「見えるもの」を軸に、そのあり方について考えていく流れをとった。憲法改正が国民主権の考え方をより強く反映していることを踏まえ、架空の改正案について討議する活動を単元の最後に設定した。これは現行の憲法を否定するものではなく、単元を通して学習してきた、基本的人権という「見えないもの」に再度目を向けながら、様々な立場や境遇の人の視点に立ち、よりよい社会のあり方を考えてほしいという願いを込めている。

基本的人権について、実際の判例をもとにした架空の事例を生徒に提示し、根拠となる条文や現代社会の見方・考え方を働かせて、考察していく授業を行った。授業の最後には、それぞれ実際の判例も紹介し、自分たちの考えてきたことと、実際の社会的事象をつなげた。

一方、第8時では、社会保障のあり方について考える場面を設け、2006年に京都市で起きた、介護の限界が原因となる母親の殺人事件（文献①）を、資料として提示した。社会保障のあり方を、より切実感をもって見つめてほしいという思いを込め、単元の最後には、25条についての改正案も用意した。

また、第11・12時には、これまで各教科書で扱われてきた「新しい人権」にとどまらず、見落としがちな人権問題を調べる学習を行った。問題そのものに注目させるだけでなく、当事者の思いや、どんな権利が侵害されているかも考えさせる時間として設定した。

時数	○学習課題 ○中心となる発問
1	○法って何のためにあるのだろう。 ○なぜ人ではなく、法の支配なのか。

2	○憲法は誰がつくるのだろう。 ○日本国憲法の変え方を、厳しくないだろうか。緩めるべきか、このままでよいか。 ★今後、憲法を改正していく必要はあるだろうか。（単元を貫く問い合わせ）
3	○世界と日本の平和をどう守っていくか。 ○自衛隊は合憲か、違憲か。
4・5	○私たちの自由とは。 ○（事例①）太郎さんと花子さん、どちらの主張が通るか。 ○（事例②）学園と住民、どちらの主張が通るか。
6・7	○私たちの平等とは。 ○（事例③）「外国人禁止」という温泉施設のルールは差別か、差別ではないか。 ○（事例④）四郎さんと鳥子さん、赤ちゃんを2歳までどう育てるか。
8・9	○私たちの社会権とは。 ○社会保障は国の義務にするべきか。 ※文献① ○（事例⑤）五郎さんと高校、どちらの主張が通るか。
10	○権利を守るため、どんな権利が私たちにあるだろう。 ○（事例⑥）月子さんは、風子さんに対して裁判を起こすべきか。
11・12	○この先、人権について、私たちにはどんな考え方が必要だろう。 ○私たちが見落としがちな人権問題。どんな立場、境遇の人がいるだろう。 ※文献②
13・14	★今後、憲法を改正していく必要はあるだろうか。 ○単元を通して、よりよい社会のあり方について考えたことをまとめよう。 ○改正案①～③について討議し、模擬国民投票を行おう。

事例① 小説「石に泳ぐ魚」についての裁判を基に作成 表現の自由について

事例② 京都学園私道問題についての裁判を基に作成 職業選択の自由、財産権について

事例③ 小樽市公衆浴場問題についての裁判を基に作成 平等権について

事例④ 架空の共働き夫婦の事例を作成 両性の本質的平等について

- 事例⑤ 筋ジストロフィー少年の尼崎高校不合格についての裁判を基に作成
教育を受ける権利について
- 事例⑥ 鈴鹿市隣人訴訟についての裁判を基に作成
裁判を受ける権利について

文献① (第8時に資料を提示)

- ・息子に温情、刑猶予 認知症母殺害 京都地裁判決。京都新聞、2006年3月1日

文献② (第12時の最後に資料を提示)

- ・田中淳哉 (2024) 子どもに人権をどう教えるか。上越中央法律事務所、2024年2月15日、<https://j-claw.com/jinkenkyouiku/> (2025年9月11日閲覧)。

改正案① 9条に③を追加

「③我が国および国民の平和と安全のため、必要最小限の自衛を行う自衛隊を保持する。なお、文民である内閣総理大臣を最高の指揮監督者とし、国会の承認のもとに行動する。」

改正案② 21条②を変更

「②表現の自由は、個人の尊重や公共の福祉や反する場合、制限される。国は、必要な場合には、検閲を行うことや個人同士の通信を調べることができる。」

改正案③ 25条②を変更

「②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を行わなければならぬ。具体的な条件および保障内容は、法律で確定する。」

3. 生徒のあらわれ

(1) 第8時の授業

導入で朝日訴訟について取り上げ、憲法25条のプログラム規定説を紹介した。次に、柏木ハリコ著の漫画『健康で文化的な最低限度の生活』や、現在の生活保護の受給要件を資料として配布した。この段階で何人かの生徒は「集めた税には限りがあるから、国の努力目標なのは仕方ないと思う」といった発言をした。これに反対する発言も見られたため、問い合わせを共有した上で、介護の限界が原因となる母親の殺人事件（文献①）を資料として配布した。事件そのものの悲惨さはもちろん、事件に至るまで息子が追い詰められていく様子を生きしく書いた記事であるためか、生徒は息をのんで読む様子が見られた。これら情報をもとに、自分の意見をつくったところで、学級全体で討議が始まった（写真1）。ここで

は、特にエンパシーを働かせたのではないかと考える意見を紹介したい。

〈国の義務にすべき〉

- ・憲法前文に「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある。歴史で、国民の生活が貧しくなり、とことん追い詰められたからこそ戦争につながったことを学んだ。片桐さん（加害者）の状況は、戦争と同じくらいひどく悲惨であり、このような人を救う法にしないと、また戦争の道を歩むと思う。
- ・十分な暮らしを送っていない原因が、自分がやった悪いことなら支援をする必要はないと思うけど、病気やけがなど、どうにもできないことなら保護するのが普通ではないだろうか。自分がいつ同じ立場になるか分からぬし、支え合える仕組みは必要だと思う。

〈国の義務にするべきではない〉

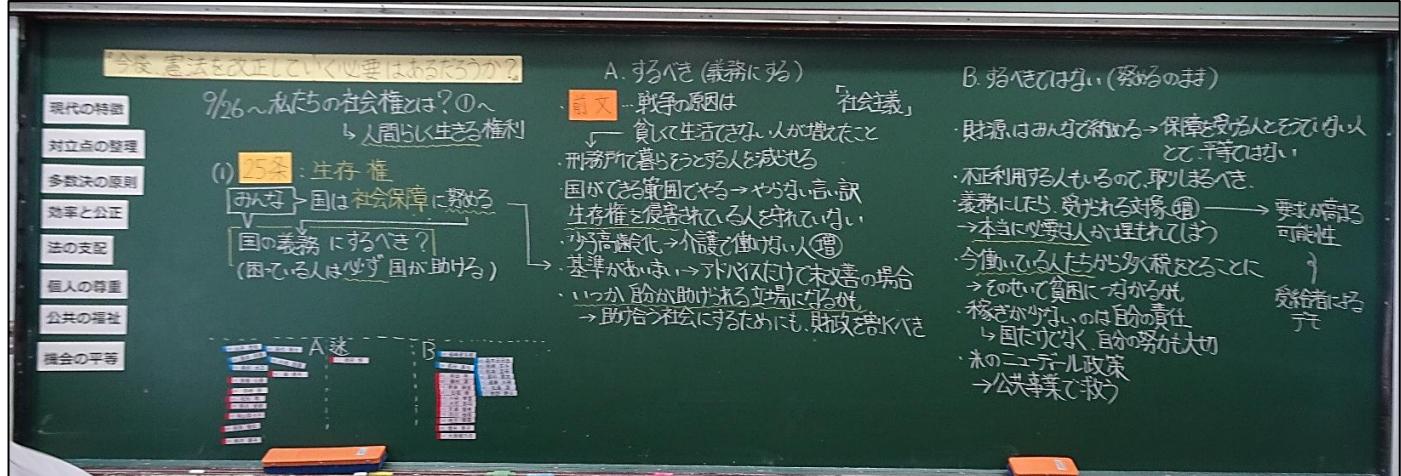
- ・康晴さん（加害者）についての文章を読んだ時に、とても胸が苦しくなったし、「働けない」理由は、病気・ケガ以外にもあることが分かった。「死ぬこと」しか、もう選択肢がないというのは、第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がないといえると思うし。このような事例は絶対なくしたい。そのために、国はしっかり動くべき。国にしかできない。でも…生活保護は日々がんばって働いて稼いだお金で国民が納めている税金から出るものだから、そう簡単に使ってほしくない。そして、義務にすると、不正に申請した人にも生活保護をする、というケースが多くなってしまう気がする。本当に必要な人が受けられなくなってしまうのでは、と思った。

最初の生徒は、歴史的分野で学習したことと関連付け、また加害者の置かれている状況を戦争と並列させ、未然に防ぐ必要性を主張した。2人目の生徒は、加害者の経験を「自分たちに起こりうること」として捉えた。3人目の生徒は、加害者の状況を真摯に受け止め、生存権が保障されていないことを主張した。しかし、仕組みそのものについては、「同じような状況の人」を守るためにも、現状のままにすべきだと主張した。

(2) 第12時の授業

前時に個人で調べた、人権問題をclassroomで共有し、小集団で当事者の思いや、どんな権利が侵害されているかを考えた。挙げられた人権問題の中には、学校生活など、生活の身近な場面で起こったものが多く、「かわいそう」ではなく「わかる」という声が多く聞こえた。ここでは、ある小集団の対話の様子を紹介したいと思う。

写真1



ある生徒の調べた人権問題

「地毛が茶色の生徒に対して染めていると疑い、証明書の提出をさせる、黒髪に染めることを強要させた。」

この問題に対して、ある小集団での話し合い

S1 (男子) : 全然気にしたことなかった。

S2 (女子) : 嘘！？ こういうことって、気になるのは女子だけなのかな。

S3 (女子) : 証明書を出さないと認められないってニュースも聞いたことがあるよ。

S2 : こういう問題って、その人が個人として尊重されていないよね。

S1 : 生まれつきの髪の色で罰を受けるのって、平等権にも反していると思うよ。

これまで、裁判として扱われる事例を中心に、人権について考えてきた生徒が、この活動によって、人権問題が身近に起こっていることを実感していた。ある生徒はマイクロ・アグレッショングについて調べていた。人権について考えていく上で大切な考え方であるため、全体に向けてその生徒に説明をしてもらったが、何人かの生徒は調べ学習で、この考え方と出会っていた様子であった。授業の最後に、上越中央法律事務所が出している人権についての考え方を資料（文献②）で配布し、道徳的な考え方と人権の考え方の違いを確認した。ここでは何名かの生徒の、単元を通してのふり返りを抜粋して紹介したい。

- ・ホームレスの人たちがいたりすると疎外してしまう、という無意識な行動でも差別していて違憲になる、と分かって今後は意識したいと思った。ただ相手の立場に同情するではよくなくて、相手の立場を理解することが大切だと感じた。
- ・差別を受けている人たちに対して、私たちは「かわいそう」という感情をもって助けようすること自体が問題の解決にはつながらない。「助ける」のではなく、対等な立場としてお互いに接すること

とが差別のないよりよい社会に向けて私たちができることがあることだと思う。

- ・ただ困っている人たちを助けるために支援するのではなく、「困っている人」を「困っている人」ではなく、一人ひとりとして尊重し、そこから抜け出すのを助ける行動をとるべきだということを学んだ。
- ・私が一番疑問を感じたのが現代社会のあり方です。（隣人訴訟の）実際の結果で、どちらも誹謗中傷でこれから的生活が難しくなってしまったことが一番驚きました。当事者からしたら、憲法に違憲しているわけでもなく、和解したのにネットから非難されることが信じられないと思いました。これは現代の多くの人がエンパシーを使えていないと思います。自分の主張をネットに書くのは、良いことだとは限らないと思います。情報化が進む日本に必要なのはエンパシーだと改めて感じました。私はエンパシーをもって、公民の視点で物事を捉えるように心がけたいです。

(3) 第14時の授業

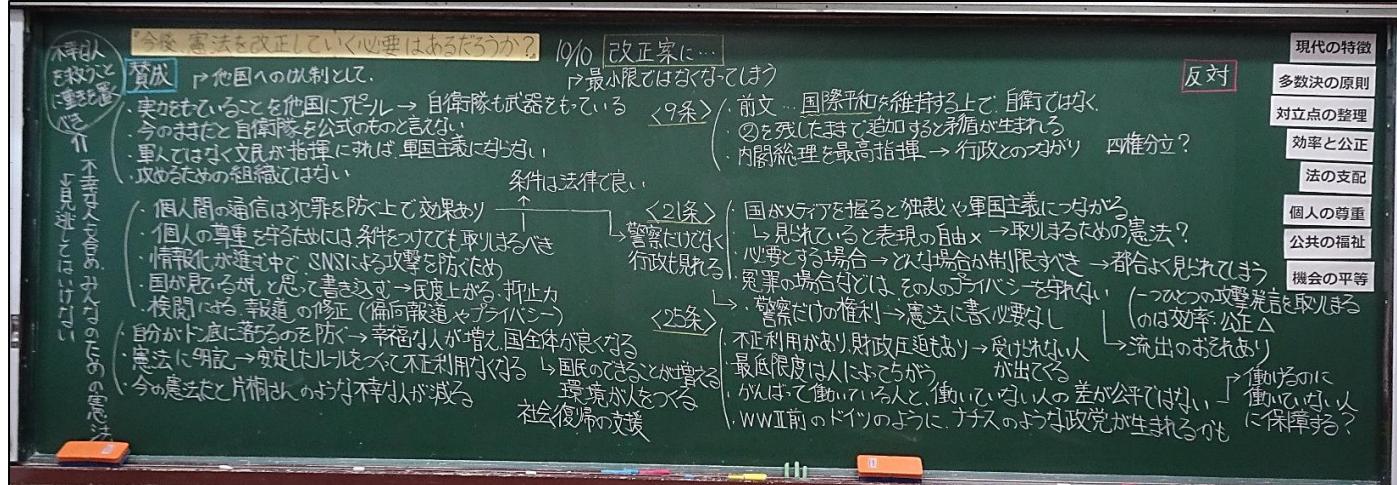
授業者から提示した3つの改正案について、それぞれ賛成か、反対か、討議を行った（写真2、写真3）。その後、投票用紙を記入し、開票する模擬国民投票を行った。

写真2



討議は、単元を通して学習してきた内容を踏まえた発言が多かったが、25条については、第8時よりも、「ど

写真3



んな社会にしていくべきか」という点で、話し合いが進む場面が見られた。生徒の発言を紹介したい。

- ・社会保障を義務化することは、自分がどん底に陥るのを法が助けてくれることと一緒になんですよ。自分の幸せのために努力をし続けた結果、仕事が見つかったり、お金が稼げたりって、国全体の利益が上がるんですよ。
- ・今のままだと、前あつた事例みたいに、不幸な人って、今の憲法だとたくさんいるじゃないかなって思って…。多分、反対の人はこの憲法を改正することで、今特に生活に困っていない人、普通に働いて、普通に趣味をやれている人って税金が増えたりしちゃうから嫌だって思う人もいると思うんですけど、でもそのために不幸な人を見て見ぬふりするってのは、なんかちょっとよくない…、うん、よくない。憲法ってみんな、国民全員のためなんですよ。でもそれで一部の国民が犠牲になってしまわないってのは良くないと思うんですよ。だからこの憲法で、そういう不幸な人を救うってのは大事なんですよ。
- ・日本国憲法の意味ってのを改めて考えたときに、今、幸せな人と不幸な人がいるじゃないですか。幸せな人から税金をむしり取って不幸な人をこうやってやる（同じ水準にもっていく）のは、今のやろうとしてることだと思うんですけど、意味を考えていくと、みんなが幸せに生きるってよりか、不幸な人がなくなるっていう、不快がない社会をつくるって方にウエイトを置く方が大事だと思って。

どの発言も、単元の中で、エンパシーを働かせながら考えてきたことを踏まえ、よりよい社会のあり方に思考を巡らせているものであった。聴き手の生徒も、発言が終わると、近くの生徒と対話をし始め、この先の社会のあり方を考えている姿が見られた。

4. 成果と課題

この単元では、生徒がよりエンパシーを働かせて考察していくけるよう「単元構想」と「資料」の工夫に重点を置いた。

成果としては次の二点が考えられる。まずは、人権問題を扱う際の資料が、当事者の境遇や思いがどう経過したかを読み取ることのできるものであると、生徒は「その人の立場に立って」思考ができたことである。もちろん、生徒の特性や家庭状況に応じて、慎重に資料を選ばなければならない。それでも、生々しさのある資料は、客観的な数値には表れない、人間らしさも情報として生徒は読み取ることができる。もう一点は、法の支配という考え方の学習を単元の最初に設け、その先の社会のあり方を考える学習を単元の最後に設けることで、単なる法や仕組みの学習で終わることなく、それらの目的にまで生徒は迫ることができた。これは、ラーニング・コンパス (OECD Learning Compass 2030) に書かれた、資質・能力を習得した先にある「集団のウェルビーイング」のあり方を考察する上で、有効な方法であったのではないかと考える。

一方、課題としては、「道徳としての考え方」と「人権としての考え方」の違いを教えることの難しさが挙げられる。困った状況にいる人を見て、まず「かわいそう」や「助けてあげる」と考えるのは、道徳的には決して間違ったことではない。しかし、人権という視点で考えていくとなると、「困っていない私がかわいそうと思う」のも「困っていない私が助けてあげる」のも、本質的な問題の解決には至らない。相手が、どんな状況にあり、どんな権利を主張できるのか、エンパシーを働かせながら他者理解をしていき、解決のために、社会全体にどんな法や制度が必要になるか考えていかなければならない。この境界線が曖昧なままだと、私たちは気づかぬうちにマイクロ・アグレッショントを行つこと

だってあり得るだろう。他の単元はもちろん、地理的分野、歴史的分野でも、当事者に立って考えるという学習のあり方を今後も研究していきたい。

5. 参考文献

(1) 著書

- ・柏谷昌良 (2019) 『アナザーストーリーの社会科授業－異なる立場から多角的に考える力を育てる』学事出版
- ・ブレディみかこ (2021) 『他者の靴を履く－アナーキック・エンパシーのすすめ』文藝春秋
- ・村上靖彦 (2023) 『客観性の落とし穴』ちくまプリマ一新書

(2) 新聞記事

- ・息子に温情、刑猶予 認知症母殺害 京都地裁判決.
京都新聞. 2006年3月1日

(3) インターネット記事

- ・田中淳哉 (2024) 子どもに人権をどう教えるか. 上越中央法律事務所, 2024年2月15日, <https://j-c-law.com/jinkenkyouiku/> (2025年9月11日閲覧).